

下山小学校危機管理計画

学校における危機管理とは

○学校教育に関して生じ得る事件や事故そのものを防止し、あるいは、その被害を最小限に食い止めるための措置(予防措置)、及び、生じてしまった事件や事故に対する善後策に関する経営行為である。

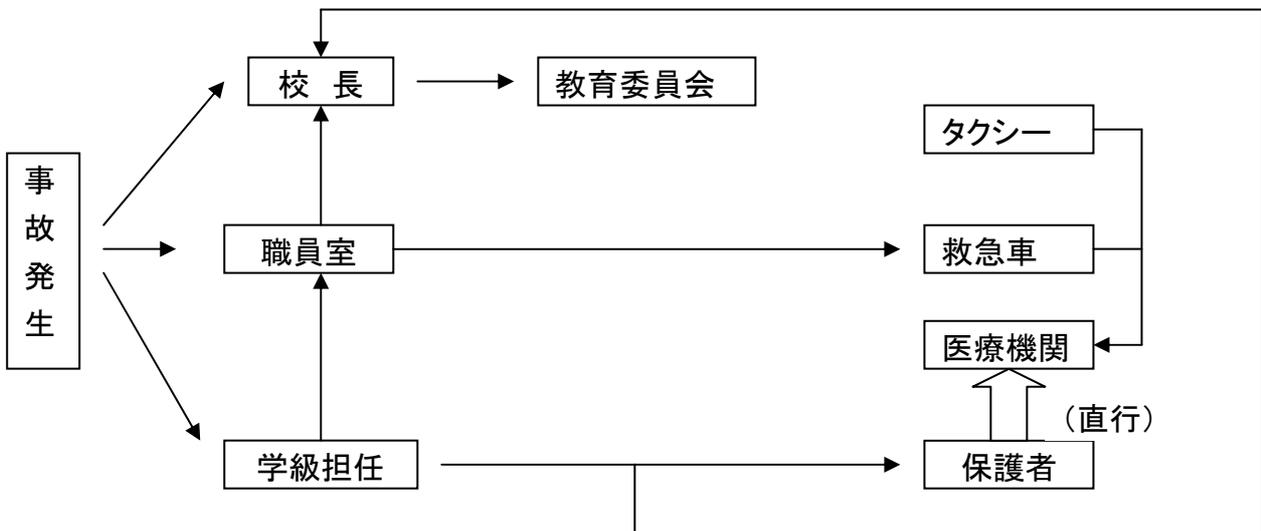
危機管理の原則とは

○迅速な対応、状況の把握、的確な判断、報告である。

基本的な対応の方針

- (1) 児童の生命の尊重、人権の尊重を考えて対応に当たる。
- (2) 校長を中心とした学校体制で、全教職員の共通理解のもと、対応に当たる。

緊急時の連絡体制(食中毒 伝染病 傷病など)



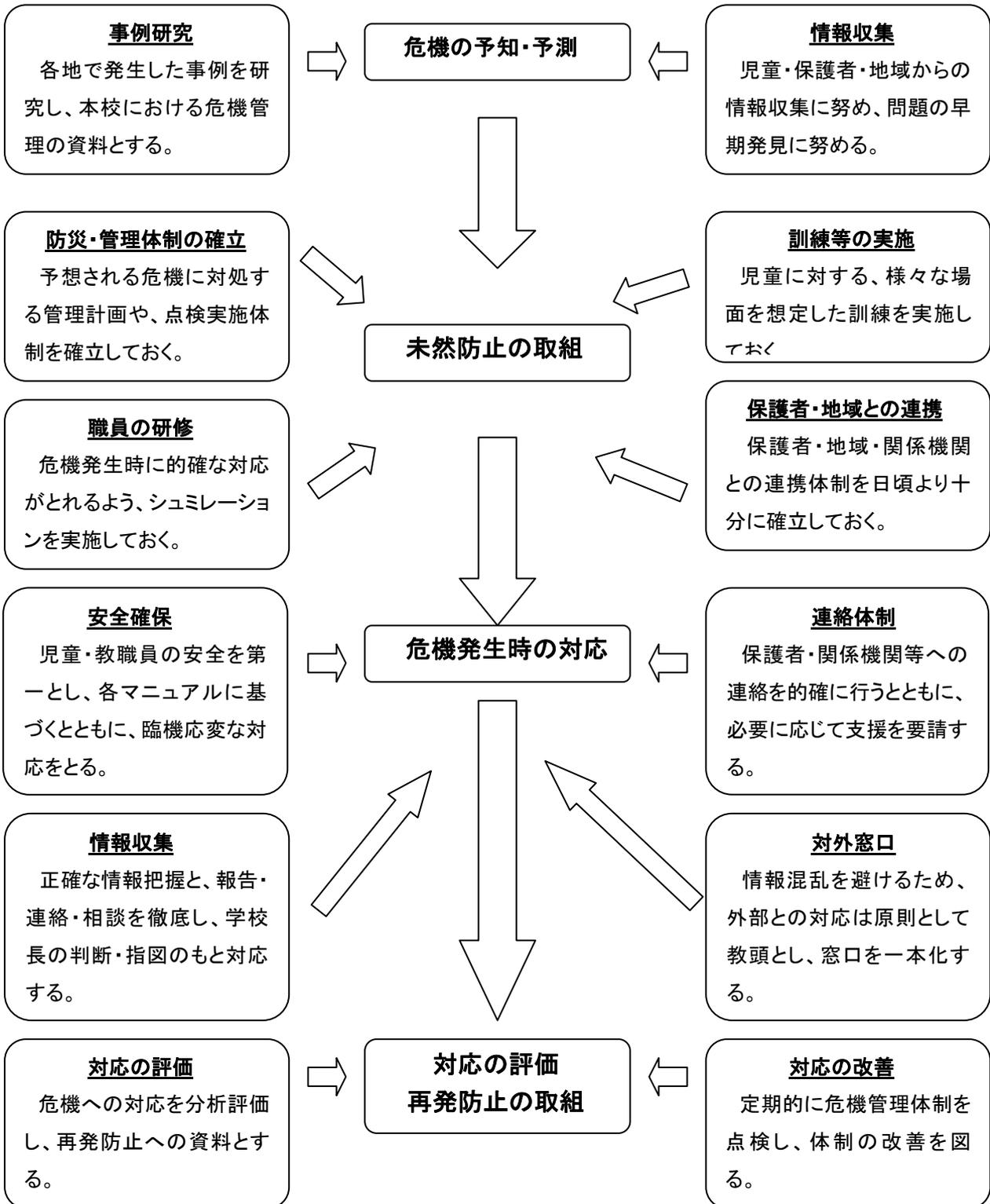
《緊急時連絡先》			
校医	筒井脳神経外科	34-0221	
	安芸クリニック	35-3575	
学校歯科医	津田歯科医院	35-3068	
	救急車(119)	安芸市消防本部 34-1244	
タクシー	谷ハイヤー	35-2121	

下山小学校における危機管理について

1 本校における危機管理の目的

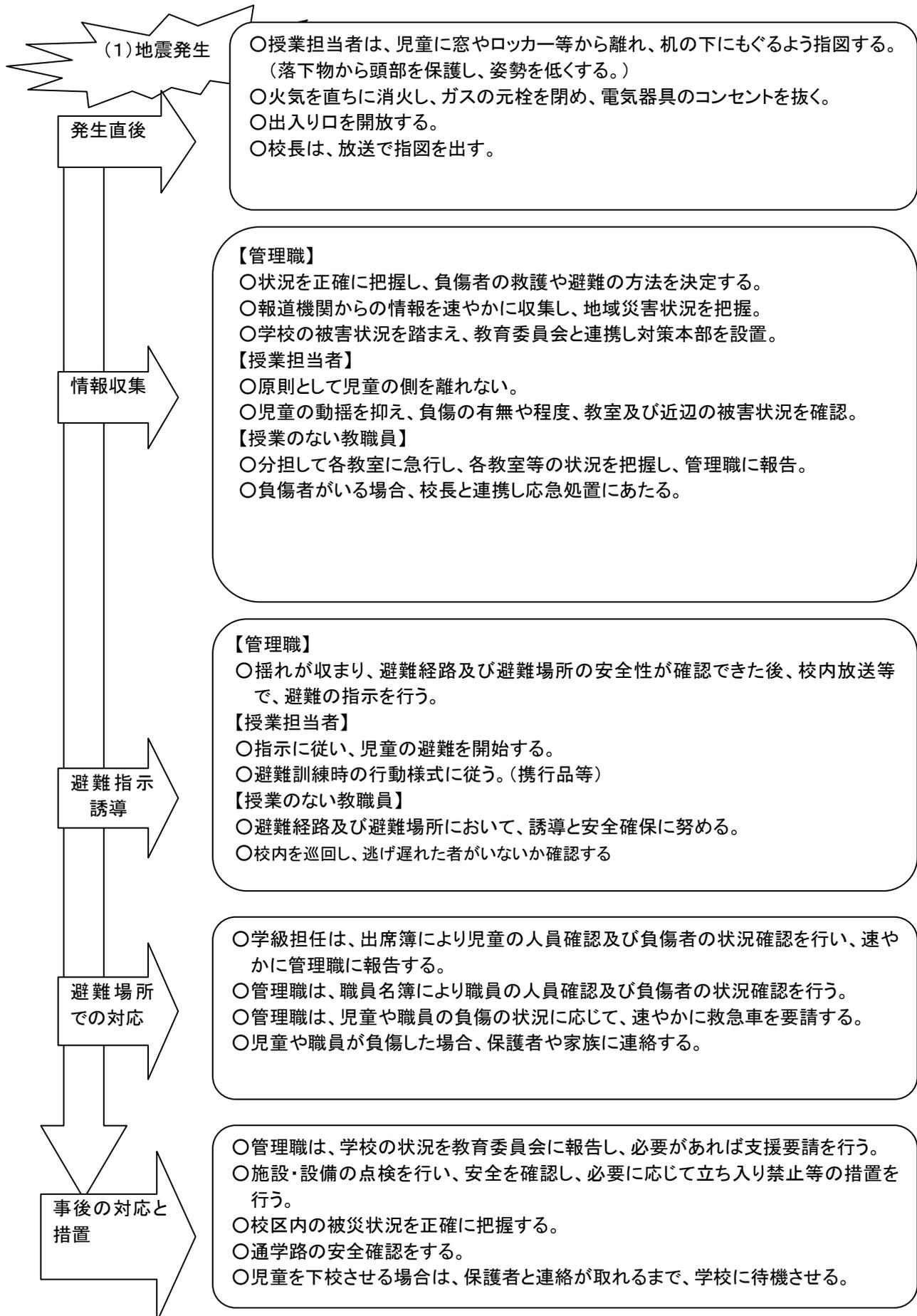
- (1) 児童と教職員の心身を守り、安全を確保すること。
- (2) 児童や保護者との信頼関係を保つこと。
- (3) 児童の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態に保つこと。

2 本校における危機管理のプロセス



防災計画

○自然災害時における危機管理



○自然災害時における危機管理

(2) 台風等の異常気象時

情報集収集

- テレビやラジオ及びインターネット等で、気象情報を収集する。
- 必要に応じ、近隣校等と情報交換を行う。
- 必要に応じ、公共交通機関の運行状況を確認する

下校・待機の判断

【下校させる場合】

- 連絡網等により保護者に連絡する。
- 通学路の変更、教職員の引率、集団下校、保護者の出迎え等、より安全な手段で下校させる。
- 家族が不在の家庭においては、家屋立地状況等に危険が予想される場合には、保護者に連絡をとり、学校に待機させる等の措置をとる。

【学校で待機させる場合】

- 安全な待機場所を指定する。
- 児童を各地区ごとに集め、安心させるように努める。
- 児童に、災害の状況や保護者からの連絡を伝える。
- 下校が可能になった児童から保護者に引き渡す。

事後の対応と措置

- 管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。

○自然災害等における危機管理

(3)火災発生

発生直後

- 管理職は、火災受信機により火元を確認する。同時に、複数の職員で火元に駆けつけ状況を確認する。(消火器、携帯電話の携行)
- 校長は、校内放送を行う。(ただ今、○校舎の△階で非常ベルが鳴っています。現在調査中ですが、近くの先生も確認してください。次の連絡があるまでそのまま、教室で待機してください。

初期消火

- 正確な火元を携帯電話等で職員室に知らせる。
- 複数の職員で初期消火にあたる。
- 職員室は、火災受信機の音響スイッチを切り、電話等の音声を聞きやすくする。
- 初期消火の状況を職員室に伝える。

情報収集
安全確保

【管理職】

- 状況を正確に把握し、安全な避難経路・避難場所を決定する。
- 状況を踏まえ、教職員に指示を出す。

【授業担当者】

- 原則として児童のそばを離れない。
- 児童の動揺を抑え、教室及び近辺の被害状況を確認する。
- 教室の窓を閉め、コンセントを抜く。
- 児童に避難準備をさせる。

【授業のない教職員】

- 分担して各教室に急行し、各教室等の状況を把握し管理職に報告する。
- 避難経路や避難場所の安全を確認し、管理職に報告する。

避難指示
及び誘導

【管理職】

- 教頭は、避難経路・避難場所を放送で指示する。(ただ今、○舎の△階で、火災が発生しています。安全に気をつけて、○○まで避難しなさい。)

【授業担当者】

- 指示に従い、児童の避難を開始する。
- 避難訓練時の行動様式に従う。(携行品 児童名を確認できるもの)

【授業のない教職員】

- 避難経路及び避難場所において、誘導と安全確保に努める。
- 校内を巡回し、逃げ遅れたものがないか確認する。

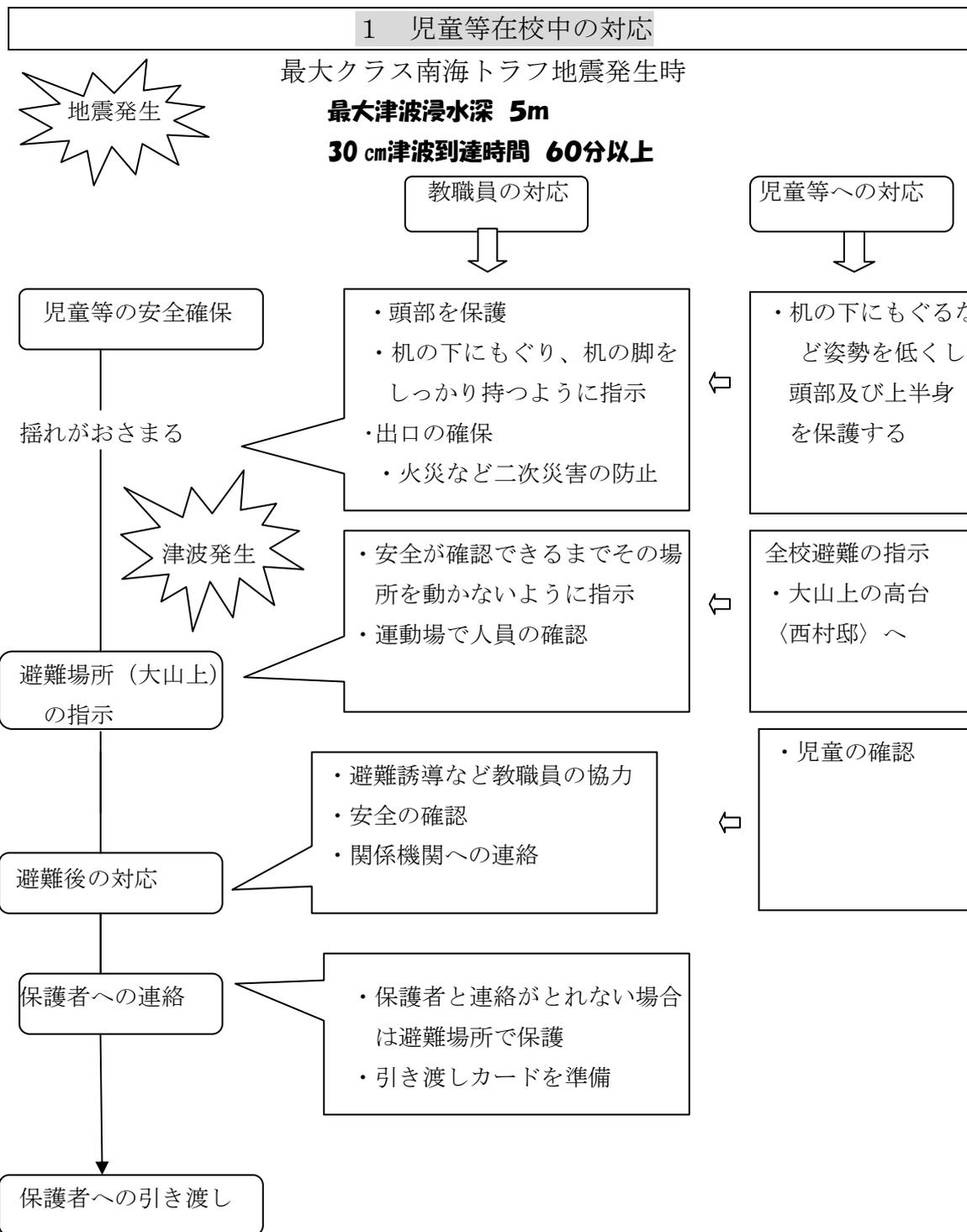
避難場所での
対応

- 学級担任は、出席簿により児童の人員確認及び負傷者の状況確認を行い、速やかに管理職に報告する。
- 管理職は、職員名簿により職員の人員確認及び負傷者の状況確認を行う。
- 管理職は、児童や職員の負傷の状況に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、救護班を組織し、対応を指示する。
- 児童や職員が負傷した場合、保護者や家族に連絡する。

事後の対応
と措置

- 管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。
- 施設・設備の点検を行い、安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止等の措置を行う。
- 校区内の被災状況を正確に把握する。
- 通学路の安全確認をする。
- 児童を下校させる場合は、保護者と連絡が取れるまで、学校に待機させる。

地震発生時の対応



地震発生時の組織体制と参集

(1) 組織体制

指揮命令者となる校長を学校災害対策本部の本部長として、不在の場合は下記のとおり
の指揮命令者を定める。

- | | | | |
|------|-----|-------|-----|
| 1 校長 | () | 3 教諭 | () |
| 2 教諭 | () | 4 技能員 | () |

名称	担当	主な対応
対策本部	本部長 校長	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送等による連絡や指示 ・避難の実施方法を決定 ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 ・教育委員会等の関係機関への連絡
児童対応	教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全を確保し、児童への的確な指示 (押さない・走らない・しゃべらない・戻らない)等 ・児童の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認 ・二次災害の防止活動
避難誘導	教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の安全性を確認、本部に報告後、児童の避難誘導及び救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施等 ・トイレ等の残留児童を確認
救護対策	技能員	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者への応急手当 ・負傷の状況を本部へ連絡

(2) 教職員の参集体制

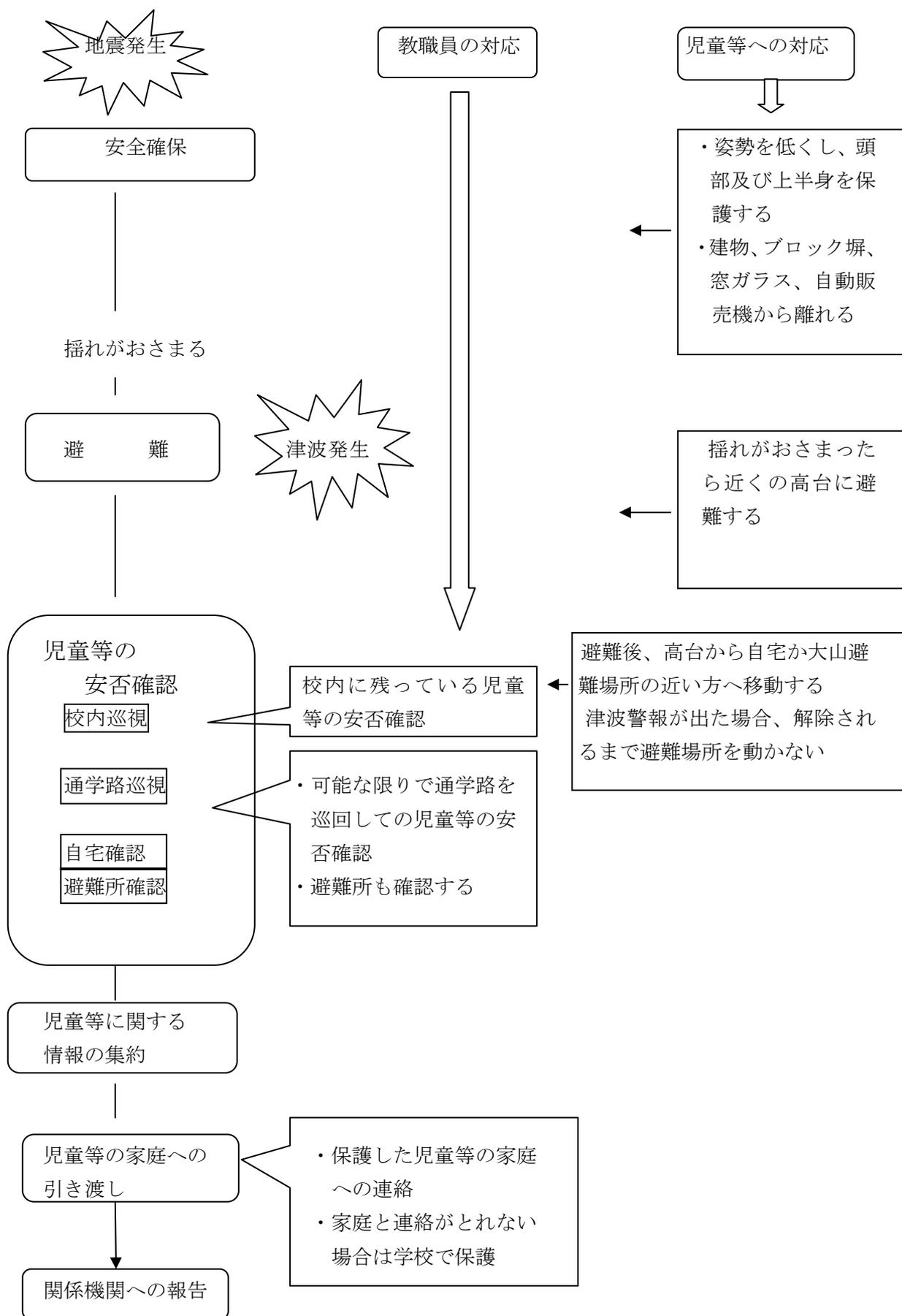
職名	氏名	居住地	所要時間
校長		安芸市	自転車 50分
教諭		香南市	自転車 40時間
教諭		安芸市	自転車 40分
用務員		安芸市	自転車 1時間

※連絡がつかない場合は、津波発生後9時間をめやすにして参集する。

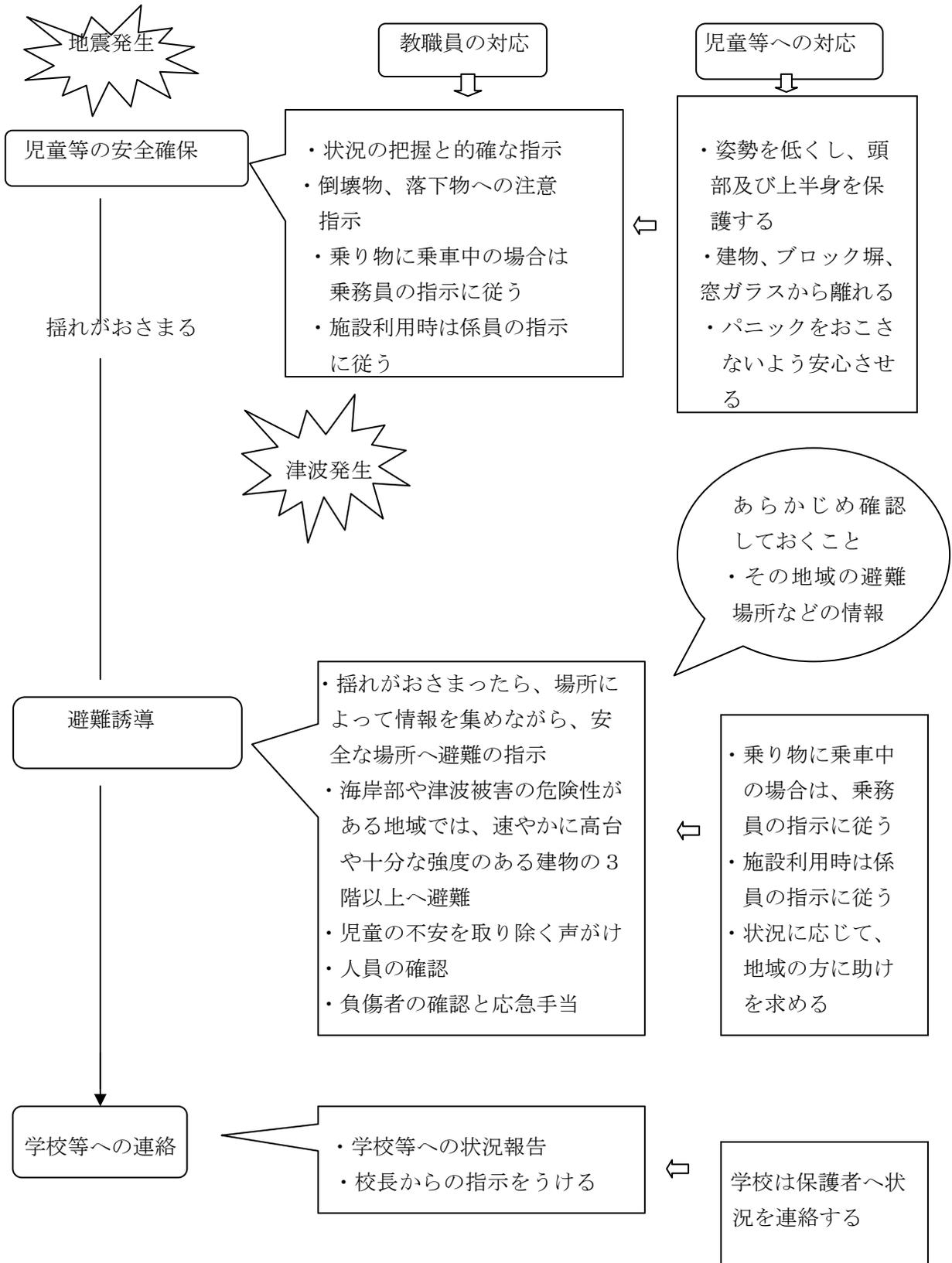
別図



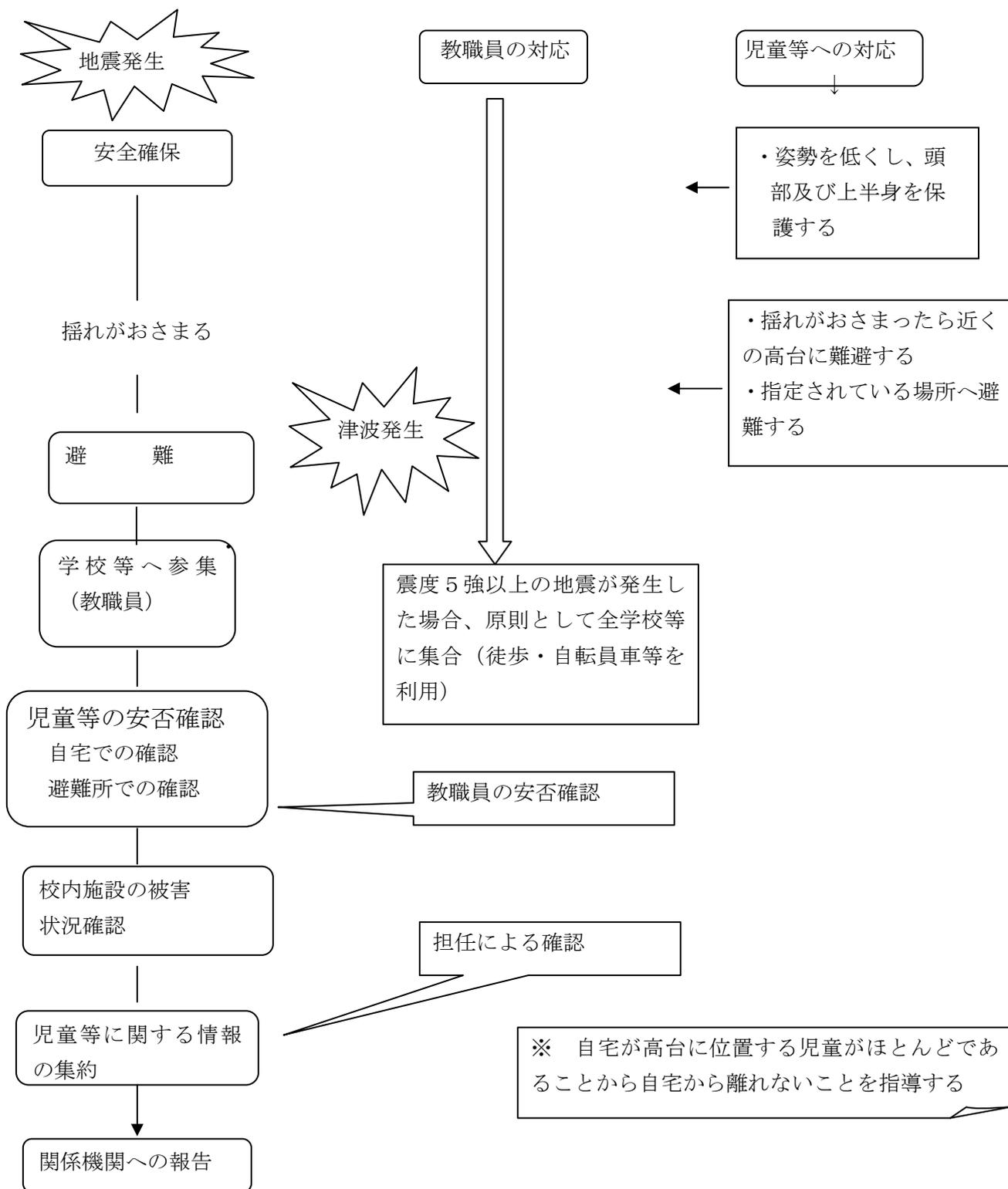
2 児童等が登下校中の対応



3 校外での活動時の対応



4 児童等が在宅中の対応



地震発生時における場所別の指示と児童等の行動

場 所	教職員の指示	児童等の行動	
普通教室	「地震シェルターの下にもぐりなさい」 「姿勢を低くして、シェルターの脚をつかみなさい」	・シェルターの下にもぐる等、身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部及び上半身を保護する	
特 別 教 室	理科室	「棚から離れなさい」 「窓やガラスから離れなさい」 「薬品から離れなさい」	・アルコールランプ等の火を消す ・机の下にもぐる等、身の安全を守る ・薬品・実験用品が入っている棚から離れる
	調理室	「火や湯のそばから離れなさい」	・食器等が入っている棚から離れる
	音楽室	「ピアノから離れなさい」	・楽器の転倒に注意する
	図書室	「本棚から離れなさい」	・本棚から離れる
	パソコン室 等	「机の下にもぐりなさい」 ◎教室の状況に応じて具体的に指示する	・ディスプレイ等の落下に注意する。
体育館	「窓ガラスから離れて中央に集まりなさい」	天井や窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全な場所に集まる	
運動場	「校舎、フェンスや遊具から離れて、姿勢を低くしなさい」	・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する ・中央に集まり、姿勢を低くする	
プール	「プールのはしに移動し、ふちをつかみなさい」	・プールのはしに移動し、プールのふちをつかむ ・揺れがおさまったら、速やかにプールからでて、近くの避難経路を通り高台に避難する 着替えをすぐに持ち出せるようかごにまとめておく	
校舎から離れており、しかも海岸に接近した位置にあるため避難の仕方を訓練しておく			
廊下・階段	「教室に入りなさい」 「しゃがんで、頭を守りなさい」	・壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る。 ・近くのシェルターに入り、机の下にもぐる	

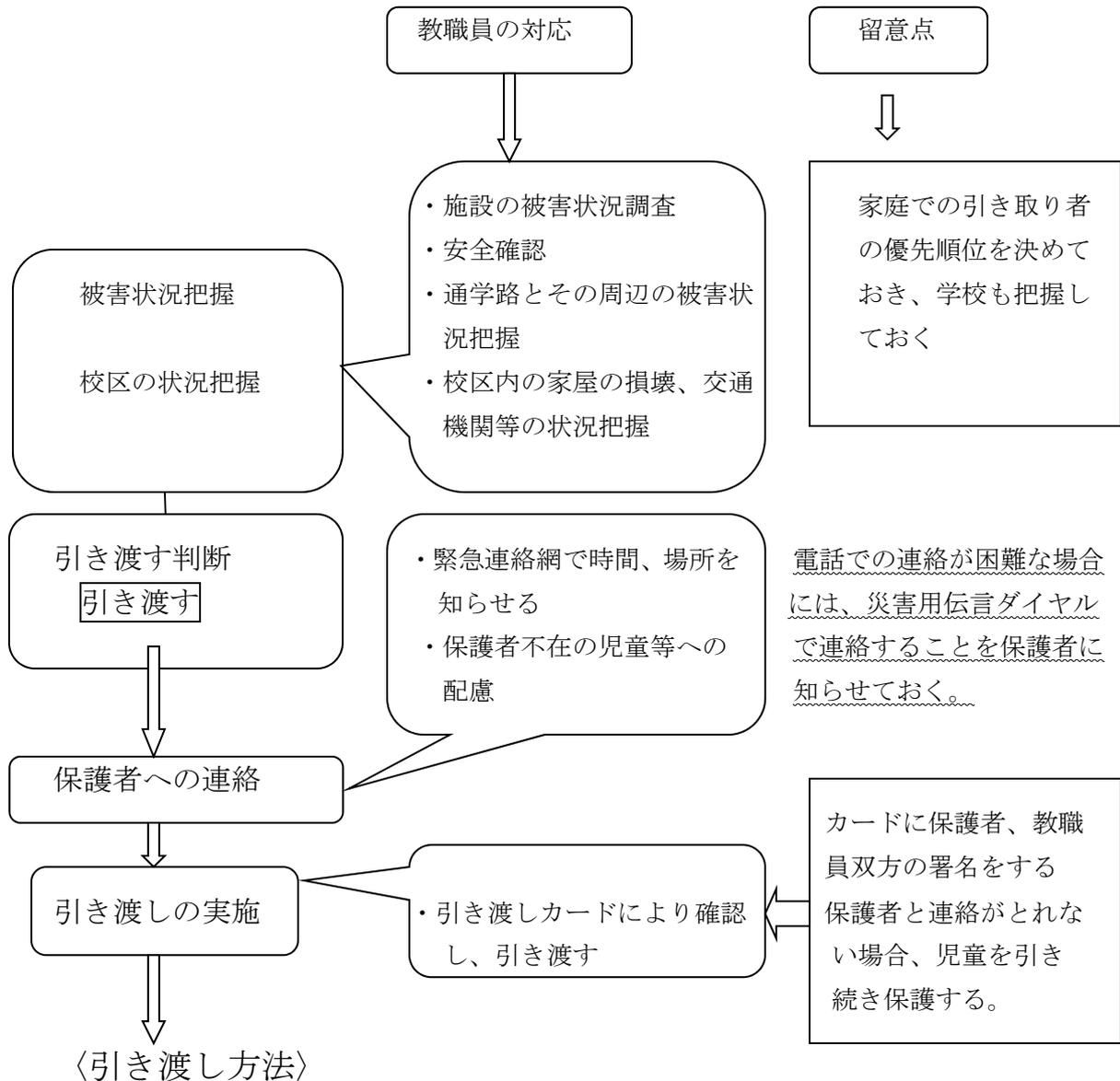
教職員の対応における留意事項

- ◇的確な指示
- ◇周囲の安全確認
- ◇児童等の人員確認
- ◇児童等に声かけ等での不安の除去
- ◇余震・二次災害への対応

教職員と児童が離れている場合の対応 (休み時間、放課後など)

- 分散して校舎内を巡回し、児童の安全を確保する
- 児童をより安全な場所へ誘導する
- 児童等の人員を確認する
- 負傷者がいる場合は、応急手当をする

児童の保護者への引き渡し



- ① 児童は、運動場に学級ごとに集合する。保護者は指定の場所で待機する。
- ② ハンドマイク等の指示で引き渡し開始
 - ・学級担任に名前をつけて、引き渡しカードで確認を受ける。
 - ・兄弟姉妹がいる場合は、低学年の児童から引き取る。
 - ・児童が負傷している場合は、校長に直接確認して引き取り、学級担任に報告して下校する。
 - ・児童が不明な場合は、校長に指示を受ける。
- ③ 引き渡し後の滞在場所を必ず記載し、把握しておく。

〈校外で引き渡す場合〉

- ① 引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
- ② 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
- ③ 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。
方法は、校内の引き渡しと同様にする。

〈引き渡しの判断〉

引き渡しの判断について下記のようなルールを保護者と確認しておく。

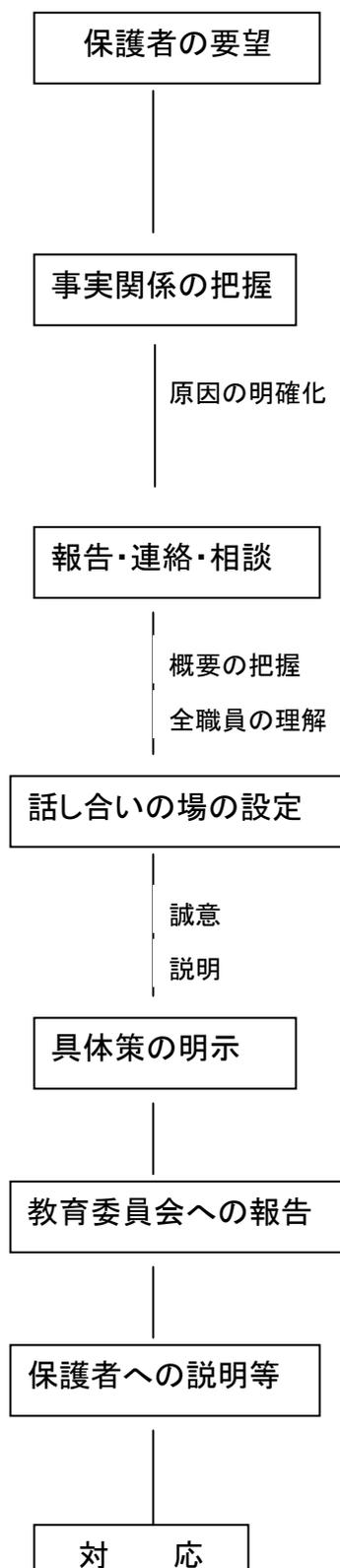
引き渡しのルール

学 校 地 を 域 含 む 震 度	震度 5 弱 以上	保護者が引き取りにくるまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護しておく。
	震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童については、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

引き渡しカード					
学年		氏 名			
住 所					
保護者名		児童と の関係	電 話		
			()		
緊急時の連絡先	電話 ()				
引き取り者	1		児童との関係		
	2		児童との関係		
	3		児童との関係		
引き渡し日時	月	日	教職員名		
		時 分			
避難場所			特記事項		

教育活動上のトラブルにおける保護者への対応

- 1 相手の言い分を丁寧に、よく聞く姿勢を示す。
 - ・聞く姿勢を相手に示す。今がだめなら、理由を告げ、会う時間を約束する。
 - ・相手の気持ちを考え、言いたいことを素直に聞く。
- 2 事実関係を的確に把握する。
 - ・「問題は何であるか。事実はどうか。」を十分調査する。
 - ・指導力に問題があるのか、あるとすれば、謙虚に反省し、改善する点を明示する。
- 3 管理職への報告・連絡・相談を大切にする。
 - ・「ホウレンソウ」を心がける。その際に、隠したり、偽りの報告をしない。
- 4 十分に話し合う
 - ・相手の説得をしようとするのではなく、相手の気持ちを聞くという姿勢を大切にする。
 - ・真剣に課題解決にあたるという誠意をもった対応をする。
- 5 教師に非のある場合は、丁寧な謝罪と説明をする。
 - ・言い訳をせず、直接会って、素直に謝罪する。
 - ・必要に応じて、管理職が同伴する。
- 6 組織を生かした対応をする。
 - ・全教職員が問題点の事実を共通理解する。
- 7 教育委員会への連絡
 - ・事実関係を正確に伝える。

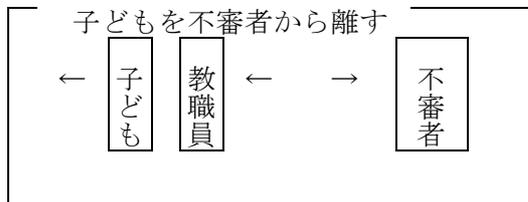


不審者侵入時における対応

学校には多くの方々、様々な用事で訪れます。そのなかには、正当な理由がなく立ち入る者もいるかもしれません。そのために、学校では、子どもを犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかチェックする必要があります。
また、凶器を持った不審者が立ち入るなどの事態が発生した場合には、警察に通報しても到着に一定時間かかりますので、教職員で的確な判断のもと、子どもを安全な場所に避難させるとともに、自らの命、身体の安全を守る必要があります。

★子どもの命を守るということは

- 子どもを不審者から離す
- すぐに警察を呼ぶ
- 教職員に知らせる



来校者の確認

・来校者はまず職員室へ顔を出してもらおう

不審者の疑い

・落ち着いて対応する。(児童から遠ざける)
「ご案内します」「校長室へどうぞ」

(連絡・通報) →
← (確認・応援)

〈危険な不審者の侵入〉

危険発生

・危機的状況であれば大声で児童に避難を指示する
・避難場所を指定して指示する。
「職員室へ逃げろ」「外へ逃げろ」

(連絡・通報) →
← (確認・応援)

通報応援要請

→ ・一人では対処できないので、児童をつかったり大声をあげて110番通報や119番通報をするように他の教職員の応援を求める。

(連絡・通報)
「誰か来てくれ」等

不審者への対応

・教職員は複数で現場へ向かい、即時対応する。
・冷静沈着に、相手をいたずらに興奮させないこと。
・相手との間合いに注意し自分の力を過信しないこと。
・行為の抑止(可能な場合)警察が来るまで時間を稼ぐこと。
・犯人には素手で組み付かない。
・身近にあるもので役に立つものを活用する。
(椅子、机、消火器、モップ、ほうき等)
・校内放送で緊急時の発生を知らせる。

← (応援)

関係機関へ緊急連絡

・学校長の判断で

警察 110番

← (通報)

消防 119番

← (通報)

負傷した児童への対応

・応急処置・救急車の要請、救急車への同乗 ←
・保護者への連絡 ・事情聴取
(搬送先病院名、傷害程度等)

(応急手当)
負傷時の状況を把握・止血等

周囲の児童への対応

・児童を別の出入り口から避難させる。

・教職員の役割分担の決定
・教職員の情報の共有化
・事件の記録、整理と報告
・今後の対応方針の決定

校長
・
教職員
・
職員室

不審者への対応 児童への指導

学校に侵入してきた場合

- ① 不審者を見かけたらすぐ先生に知らせる
- ② 教室に入ってきて、危険と感じたらすぐに逃げる
とっさの場合近くにある物を投げつけるなどしてもよい
- ③ 先生が対応している間に安全な場所へ逃げる
- ④ 教室に備え付けの非常ブザーを鳴らす

校外で不審者にねらわれた場合

- ① 大声で助けを求める
- ② 子ども110番の家に逃げ込む
- ③ 絶対についていかない
- ④ 帰宅したら親や先生に必ず連絡する
- ⑤ 声をかけられても近づかない（きよりをおく）

Jアラート警告時（飛翔体発射時）避難訓練実施要項

1. 目的 (1) 児童自らが生命及び身体の安全を考えて行動する態度を養うと共に、飛翔体発射時における避難方法について学び、安全で冷静な行動ができるよう危機回避能力を身につける。
 (2) 非常時に対する意識の高揚を図り、不測の事態から生命を守る心構えや必要性についての認識を深める。

2. 児童目標

- (1) 指示をよく聞き、安全な場所にすばやく避難する。
 (2) 「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」を守り冷静に行動する。

3. 状況 午後2時20分、Jアラートから某国より不明の飛翔体（弾道弾ミサイル等）が発射され、西日本方面の各県に避難指示等が発令された。

4. 避難行動

時刻	状況	教師の行動	児童活動
14:30	① Jアラートから西日本方面に避難指示の警告		
14:30	② 全校放送	「Jアラートの警告です。ヘルメットを着けてすぐに避難を開始してください。」 (2回繰り返す) (職員室にいるものが放送する)	
	③避難活動	(校内で授業時) ・担任及び児童は、ヘルメットを着用し、2階東のトイレ大に入り、戸を閉める。 ・職員室組はヘルメットを着用し、放送室北の小部屋に移動する。 (運動場で授業時) ・運動場中央に集合する (休み時間) ・学級担任は教室に帰り、児童を学年所定の場所または近くの所定の場所に誘導する。学級担任は学年教室・特別教室・図書室・廊下に	・待機時の姿勢 ① しゃがみこんで、耳を手で覆う。 ② 次の指示があるまで無言で待つ。動かない。 ・待機時の姿勢 ① 低い姿勢（腹這い）で頭部を手で覆う。 ② 次の指示があるまで無言で待つ。動かない。 ・待機時の姿勢 ① 学年教室にいる児童にはヘルメットを着用させる。 ② しゃがみこんで、頭部を手で覆う。

<p>14:33</p>	<p>④ Jアラートから警告解除が放送される ⑤ 全校放送</p>	<p>児童がいないか確認をして、最後に避難する。 ・ 体育館に児童がいるか確認し、いた場合放送室北の小部屋に誘導する。（保健室・職員室にいる者で対応） ・ 運動場に児童がいるか確認し、いた場合運動場中央に集合させる。 （職員室にいる者で対応）</p> <p>「ゆっくり歩いて話をせずに各学年教室に帰ってください。」（平常時） 「ゆっくり歩いて話をせずに運動場に集合してください。怪我をしている人は動かずにその場で先生が来るのを待っていてください。」（被災時）</p>	<p>③ 次の指示があるまで無言で待つ。動かない。 ・ 待機時の姿勢 ① 低い姿勢（腹這い）で頭部を手で覆う。 ② 次の指示があるまで無言で待つ。動かない。</p>
<p>14:33</p>	<p>⑥ 移動 ⑦ 負傷者・不明者の確認 ⑧ 報告 ⑨ 負傷者の移動 ⑩ メール送信</p>	<p>・ 指示された場所に全員移動する。 ・ 学級担任は児童の安否を確認する。（被災時） ・ 校長に報告（被災時）</p> <p>・ 負傷者の状況を報告し、複数で担架等を使って運動場に移動させる。</p> <p>① 保護者へ児童の安否についてメール送信をする。 ② 市教委へ被災状況についてメール送信をする。</p>	<p>・ 放送ができない状況であると思われるので。教職員が、各担当場所をまわって声を掛けていく。 ・ 教職員が被災している場合も考えられるので、二重・三重に見て回る。 ・ 平常時は教室。 ・ 被災時は運動場。</p> <p>・ 救急車を要請（職員室職員）</p>
<p>14:35 14:40</p>	<p>⑦ 避難行動への評価 避難訓練終了</p>	<p>・ 各学級担任から児童の行動について評価をする。</p>	

5. 避難場所 状況に応じて教職員全員各々が判断し、避難場所に児童を誘導する。

6. 避難時の留意事項

- ①教職員の指示に従い、ヘルメットを着用し、無言で行動する。
- ②荷物、学用品は持たず、上履きで避難する。
- ③パニックに陥らないよう冷静な行動をとる。
- ④人を押ししたり、追い越したりしない。
- ⑤前が転んだ時は「止まれ」又は「ストップ」と大声で合図する。
- ⑥校舎内は走らない。

7. 教職員確認事項

- ①教職員は、各状況に応じ、児童を安全な場所に誘導する。
- ②階段での移動は特に注意し、ケガのないように指導をする。
- ③危険個所をさけて、安全な場所に避難する。
(怪我をしそうな場合、無理に屋外に出ない。)
- ④安全な場所への避難後は、児童数を確認し、ケガの状況を把握する。
- ⑤携帯電話を持てる人は、避難時または避難後持参する。

8. その他

- 児童には事前指導を行い、各自の避難場所を知らせ、落ち着いて行動できるようにしておく。
- 避難訓練後、避難の仕方や態度について、各学級担任が評価する。